博物館に相当する施設指定審査基準

１　目的

　　この基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第20条及び第24条の規定に基づき、横浜市教育委員会が博物館に相当する施設の指定及び指定取消しの審査を行う際に必要な基準を定める。

２　資料について

　　博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。

(1)　資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。

(2)　所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

３　職員について

　　学芸員に相当する職員がいること。職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。

　(1)　学芸員有資格者

　(2)　学芸員に相当する者

　　　学芸員に相当する職員は少なくとも次によるものとする。

ア　高等学校卒の職員は　 10年以上の経験を有する者

イ　短期大学卒の職員は　 ７年以上の経験を有する者

ウ　大学卒の職員は　　　 ５年以上の経験を有する者

４　施設について

　　博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。

(1)　総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について

ア　建物はおおよそ132㎡以上の延面積を有すること。

イ　陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。

(2)　動物園、植物園について

ア　おおよそ1,320㎡以上の土地があること。

イ　動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。

(3)　水族館について

ア　展示用水槽が４個以上でかつ水槽面積の合計は360㎡以上であること。

イ　放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

５　事業について

　　博物館の事業に類する事業をおおむね実施していること。

(1)　展示は常設展はもとより、特別展なども行なっていること。

(2)　案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。

(3)　各種の講習会、講演会、映画会等が行なわれていること。

(4)　資料について調査研究活動が行なわれていること。

(5)　その他各種の教育活動が配慮されていること。

６　運営について

　(1)　館園の設置規程、利用規則、職員組織規程等館園の運営に必要な諸規程が整備されていること。

　(2)　開館日数が年間を通じ100日以上であること。

　(3)　館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。

　(4)　年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

７　適用日

この基準は、平成27年４月１日から適用する。